

第七十四回
貴族院

軍馬資源保護法案特別委員會議事速記録第十一號

昭和十四年三月二十二日(水曜日)午前十時三十四分開會

○委員長(伯爵溝口直亮君) 只今ヨリ委員會ヲ開會致シマス、御質問ハ大體昨日ヲ以テ終了致シタモノト見テ宜シウゴザイマスカ

○堀切善次郎君

只今ヨリ委員會ヲ開會致シマス、御質問ハ大體昨日ヲ以テ終了致シタモノト見テ宜シウゴザイマスカラ、大臣ガ御見エニナリマシタラ伺ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵溝口直亮君) 宜シウゴザイ

マスカラ、大臣ガ御見エニナリマシタラ伺ヒタイト思ヒマス

○堀切善次郎君 私一ツ質問ヲ残シテ居リマスカラ、大臣ガ御見エニナリマシタラ伺ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵溝口直亮君) 宜シウゴザイ

マスカラ、大臣ガ御見エニナリマシタラ伺ヒタイト思ヒマス

院ノ修正ガアツクノデアリマスガ、之ニ對シマシテ内務大臣ノ御意見ヲ伺ヒマシタ、其ノ御意見ハ誠ニ理由ノアルコトノヤウニ考ヘラレルノデアリマス、ソコデ此ノ點ニ關シマシテ考ヘテ見マスト、軍馬資源保護法ノ第十一條ノ規定ハ鍛鍊馬競走ノ施行者ノヲ求メマシタ處ガ陸軍大臣ハ只今陸軍省ニ於テ會議中デ本日御出席ガ或ハ不可能カト考ヘラレマス、陸軍大臣ニ付テハ陸軍大臣ノ代理タルベキ政府委員ニ御出席ヲ願ヒ内務農林兩大臣ハ午前中ハ何分都合ガ付キ

○國務大臣(櫻内幸雄君) 鍛鍊馬競走ニ關シマシテ地方稅ヲ課セザルコトト相成リマノ御意見ハ誠ニ理由ノアルコトノヤウニ考ヘラレルノデアリマス、ソコデ此ノ點ニ關シマシテ考ヘテ見マスト、軍馬資源保護法ノ第十一條ノ規定ハ鍛鍊馬競走ノ施行者ノ收得スル歩合ハ段々政府ノ御説明ヲ伺ヒマスト、百分ノ二十以内デ宜シイヤウニ伺ッタノデアリマスガ、此ノ第十一條第一項ノ法文ハ百分ノ二十五以内トナツテ居リマシテ、政府ノ御説明トノ間ニ百分ノ五ノユトリガ残サレテアルヤウニ思ヒマス、ソコデ考ヘマスノニ茲ニアリマス百分ノ五ノユトリノ範圍内ニ於キマシテ、鍛鍊馬競走施行者ヨリ必要アル場合ニ於キマシテ、必要アル關係

○子爵曾我祐邦君 私ハ此ノ競馬ニ關係致シマスコトニ於キマシテ、一ツ政府ノ御意ト云フコトガ最モ適當ナ措置ヂヤナイカトマシテ委員會ヲ開會致シマス、兩大臣ガ見エマシテゴザイマスカラ大臣ニ對スル御質問ヲ先づ勞頭ニ願ヒタウゴザイマス

○委員長(伯爵溝口直亮君) 午前ニ引續キ

マシテ委員會ヲ開會致シマス、兩大臣ガ見

エマシテゴザイマスカラ大臣ニ對スル御質

問ヲ先づ勞頭ニ願ヒタウゴザイマス

○堀切善次郎君 農林大臣ニ御伺ヒ致シタ

イト思ヒマスガ、軍馬資源保護法ノ關係ニ付キマシテ、鍛鍊馬競走ニ於ケル優等馬票ニ對スル地方稅ノ關係ニ付キマシテ、衆議院ノ修正ガアツクノデアリマスガ、之ニ對シ

マシテ内務大臣ノ御意見ヲ伺ヒマシタ、其

ノ御意見ハ誠ニ理由ノアルコトノヤウニ考

ヘラレルノデアリマス、ソコデ此ノ點ニ關

シマシテ考ヘテ見マスト、軍馬資源保護法

ノ第十一條ノ規定ハ鍛鍊馬競走ノ施行者ノ

收得スル歩合ハ段々政府ノ御説明ヲ伺ヒマ

スト、百分ノ二十以内デ宜シイヤウニ伺ッタ

ノデアリマスガ、此ノ第十一條第一項ノ法

文ハ百分ノ二十五以内トナツテ居リマシテ、

政府ノ御説明トノ間ニ百分ノ五ノユトリガ

残サレテアルヤウニ思ヒマス、ソコデ考ヘ

マスノニ茲ニアリマス百分ノ五ノユトリノ

範圍内ニ於キマシテ、鍛鍊馬競走施行者ヨ

リ必要アル場合ニ於キマシテ、必要アル關係

地方團體ニ對シテ寄附金ヲ納付セシムル

ト云フコトガ最モ適當ナ措置ヂヤナイカト

考ヘラレマス、此ノ方法ハ政府ニ於カレマ

シテ、此ノ趣旨ヲ了解セラレ、御同意ニナ

力

○堀切善次郎君 私一ツ質問ヲ残シテ居リ

マスカラ、大臣ガ御見エニナリマシタラ伺

ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵溝口直亮君) 私一ツ質問ヲ残

シテ、之ニ對シテ政府ノ御意見

付キマシテ、鍛鍊馬競走ニ於ケル優等馬票

リマスレバ容易ク實行ノ出來ル方法ノヤウニ考へラレ、最モ穩當ナ處置ノヤウニ考へハ單ニ招待券ヲ貰シテ居リマシタノミデゴルノデアリマス、之ニ對シテ政府ノ御意見ニ考へラレマス、ソコデ此ノ點ニ至リマシテ、其ノ招待券ノ賣買ヲ要求シテ來ル來ル者ガ方々ニハ如何デアリマセウカ、御伺ヒ申上げタイト思ヒマス

アルノデゴザイマス、或ハ東京ニ、或ハ名古屋ニ、或ハ大阪ト記憶シテ居リマスガ、古屋ニ、或ハ大阪ト記憶シテ居リマスガ、二十圓ニ賣シテ吳レ、十六圓ニ賣シテ吳レト

シマシテ地方稅ヲ課セザルコト相成リマス

ス場合ニ於キマシテハ、必要ニ依リ鍛鍊馬競走ノ施行者ヨリノ寄附金ニ依ルコト致

シ、其ノ場合ニ於テハ軍馬資源保護法第十

一條ノ規定ニ依ル收得金ノ率ヲ百分ノ二十

以上、百分ノ二十五以内ニ於テ定メシムルコト致シ、之ニ善處致シタコト存ジマス

アリ、名前モ明カニ書イテアルニ拘ラズ、云フコトヲ申シテ來ルナント云フコトハ、一方カコト致シ、之ニ善處致シタコト存ジマス

ナルモノハ所謂記名式ニナシテ居リマシテ、我々貴族院議員デアルト云フ資格モ書イテ

アリシマスト、我々貴族院議員ヲ侮辱セラ

ラ申シマスト、併シナガラ我々ノ仲間ニ於キマシテ、

ス、併シナガラ我々ノ仲間ニ於キマシテ、

ガ貴徹サレルヤウニ思ヒマスノデ、私ハ満

シ強キ勢ヲ以テ日ニ一本モ三本モ手紙ガ來

サウ云フモノヲ賣ルヤウナ方モナカラウト

モノト云フコトモ出來ルト思フノデアリマ

ス、併シナガラ我々ノ仲間ニ於キマシテ、

スレバ、内務大臣ガ前ニ御述ニナリマシタ

シタ、今農林大臣ノ御述ノ御趣意ニ依リマ

ス

レドモ、政府が諄々ト説カレマシテ、殊ニ
今日迄ノ馬政ガ三十年ノ間ニ得マシタ所ノ
結果ヲ見、更ニ今日ノ馬政計畫ノ根本ト云
フモノガ餘儀ナク所謂公認競馬ノ馬券ト云
フモノノ公認セラレテ居ル所ニ大イナル弊
習ヲ持チ又力ヲ以テ馬政改革ヲサレツ、ア
ルノデアル、而シテ委員會ニ於キマシテ私
ノ質問ニ對シマシテ、政府ハ將來此ノ馬政
計畫ノ根本ヲ何トカ立直ス機会ガアッタナ
ラバ立直スト云フ明答ヲセラレテ居ルノデ
アリマス、ソレデ此ノ際ニ於キマシテ直チ
ニ此ノ法案ノ、只今問題ニナリマシタ點ヲ
直チニ削ッテシマヒ、サウシテ新シイ計畫ヲ
遂行セムトスルニ至ツテハ、事實餘程是ハ不
可能ノ場合ニ陥ルノミナラズ、却テ結果ノ
面白カラザルモノガアリヤシナイカト云フ
コトモ疑ハシイノデアリマシテ、純理カラ
申シマスレバ、何等其處ニ躊躇スベキモノ
デゴザイマセヌガ、馬政計畫ノ根本ガ不幸
根本ニ有力ナル力ヲ持チ得ル狀態ニ於キマ
シテハ、是ハドウモ今日直チニ變ヘルト云
フコトハ、軍當局ノ國家多事ノ際ニ於キマ
シテ、ナカ／＼農林省ニ於キマシテモ、又馬
政局ニ於キマシテモ、軍ニ於キマシテモ困

難デアラウト思フノデアリマスケレドモ、
誠ニ私ハ此ノ自分トシテハ反対ノ意見ヲ持チ
テハ此ノ法案ニ對シテハ反対ノ意見ヲ持チ
タイ者ノ一人デゴザイマス、又モット自分ノ
意思モ發表シタイノデゴザイマスガ、之ヲ
政治的ニ見マスト、ドウシテモ問題ハ今日
政府ニ之ヲ強要スルコトガ出來ナイ、唯政
府ガ近イ將來ニ於テ根本カラ立直シテ計畫
セラレルデアラウト云フコトヲ信ジマシテ、
私ハ本案ニ賛成スル所以デゴザイマス
○侯爵西郷徳君 此ノ間質問致シマシタ
時ハ農林大臣ガイラシヤラナイノデ、内務
大臣カラケデ、御所管ガ違フカモ知レマセヌ
ガ、曾我委員ノ說ト同ジヤウナコトヲ内務
スルコトニ賛成スル者デアリマス
○委員長(伯爵溝口直亮君) 他ニ御發言ゴ
ザイマセヌカ、ソレデハ討論ハ是ニテ終結
致シマシタモノト見マシテ、三案中軍馬資
源保護法ニ付テ次田君ノ反對ノ御意見ガゴ
ザイマシタガ、他ノ二案ニ付テハ何等反對
意見ハ出マセヌ、故ニ先づ競馬法ノ臨時特
例ニ關スル法律案及び種馬統制法案ヲ一括
シテ採決ニ付シマス、此ノ兩案トモ原案ニ付
テ、原案ヲ其ノ儘採用スルコトニ御異議ゴザ
イマセヌカ

「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
○委員長(伯爵溝口直亮君) 御異議ナイト
認メマス、次ニ軍馬資源保護法案、是ハ次
田君ノ反対意見ガゴザイマス、是ヨリ先ヅ
採決致シマス、次田君ノ之ヲ否決スベシト
云フ說ニ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス
〔起立者少數〕
○委員長(伯爵溝口直亮君) 少數ト認メマ
ス、次ニ原案ニ付テ採決致シマス、原案ニ
賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス
〔起立者多數〕
○委員長(伯爵溝口直亮君) 多數ト認メマ
ス、本案ハ可決ニナリマシタ
○堀切善次郎君 本案ニ付キマシテ附帶決
議ヲ付ケタイト思ヒマス、其ノコトヲ御諮詢
ヲ願ヒタイト思ヒマス
○委員長(伯爵溝口直亮君) 堀切君ヨリ本
案ニ付テ附帶決議ヲ付ケタイト云フコトデ
アリマス
〔〔賛成〕ト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵溝口直亮君) 堀切君原案
アリマス
○委員長(伯爵溝口直亮君) 之ヲ以チマシ
テ本委員會ハ結了致シマス、散會致シマス
午後一時五十九分散會

出席者左ノ如シ
委員長 伯爵溝口 直亮君
副委員長 男爵千田 嘉平君
委員 侯爵西郷 徳君
ル現下ノ國情ニ於テ、馬券ノ制度カ醇風
ニ付テハ出來得ル限り其弊ヲ少カラシム
田君ノ反対意見ガゴザイマス、是ヨリ先ヅ
ルト共ニ、速カニ他ニ適當ナル方策ヲ得
ルニ努メテ漸次之ヲ整理スルコトトシ、
以テ馬政ノ健實ナル發達ヲ期スヘシ」
斯ウ云フ附帶決議ヲ付ケタイト思ヒマス
〔〔贊成〕ト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵溝口直亮君) 御異議ナイト
認メマス、次ニ軍馬資源保護法案、是ハ次
田君ノ反対意見ガゴザイマス、是ヨリ先ヅ
採決致シマス、次田君ノ之ヲ否決スベシト
云フ說ニ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス
〔起立者少數〕
○委員長(伯爵溝口直亮君) 少數ト認メマ
ス、次ニ原案ニ付テ採決致シマス、原案ニ
賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス
〔起立者多數〕
○委員長(伯爵溝口直亮君) 如何デゴザイ
マス、此ノ附帶決議ニ御反対ノ方ハゴザイ
マセヌカ……ソレデハ全會一致ヲ以テ此ノ
附帶決議ヲ決議致シマス
○堀切善次郎君 之ニ對シマシテ政府ノ御
所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス
○國務大臣(櫻内幸雄君) 只今ノ御決議ノ
趣旨ニ付キマシテハ、政府ニ於テモ十分之
度キ所存ゴザイマス
○委員長(伯爵溝口直亮君) 之ヲ以チマシ
テ本委員會ハ結了致シマス、散會致シマス
午後一時五十九分散會

候爵四條	隆德君
子爵高倉	篤慶君
子爵曾我	祐邦君
子爵西尾	忠方君
大島 健一君	
宇佐美勝夫君	
堀切善次郎君	
男爵關	
男爵佐藤達次郎君	
次田大三郎君	
金杉英五郎君	
三橋 彌君	
宇野 勇作君	
米原 章三君	
國務大臣	
內務大臣	侯爵木戸 幸一君
農林大臣	櫻内 幸雄君
政府委員	
内務書記官	三好 重夫君
陸軍少將	中村 明人君
馬政局長官	荷見 安君
馬政局事務官	伊藤莊之助君